

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」に
おける展示スペースに係る設計図書作成及び造作業務委託
技術提案書作成要領

2024年6月
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

目次

1	概要	1
2	技術提案書作成要領	1

1 概要

(1) 業務名

「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」における展示スペースに係る設計図書作成及び造作業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」における展示スペースに係る設計図書作成及び造作業務等詳細は、「業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

(3) 調達方法

総合評価落札方式一般競争入札

(4) 契約期間

契約締結日から 2025 年 11 月 28 日までとする。

2 技術提案書作成要領

(1) 技術提案書作成上の前提事項

- ① 本件において、入札参加者は確実に実現できる範囲で「技術提案書」を記載すること。
- ② 「仕様書」等に記載した委託者が要求した仕様以上の提案を行う際に、それが「入札書」の経費の範囲で実現できるのか、別途有償なのかを必ず明記すること。特に有償と記述していないものについては、「入札書」の経費の範囲内で実施できるものとみなすため、別途費用が必要なものは技術提案書等にその旨を記載したうえで、「入札書」の経費外の費用を生ずる項目の一覧及び価格見積を作成すること。なお、「入札書」の経費外に別途費用を必要とするものは、記載内容に加え経費も考慮したうえで実現性等総合的に評価するものとする。
- ③ 落札者が、委託者の要求する「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」における展示スペースに係る設計図書作成及び造作業務を実現できない場合、追加仕様や代替手段等について、落札者の負担で対応することになるため、提案に際しては注意すること。
- ④ 成果物の検査にあたっては、「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」における展示スペースに係る設計図書作成及び造作業務等の内容を満たしていることを確認するため提案に際しては注意すること。

(2) 技術提案書の作成方法

- ① 技術提案書は、1 社につき 1 点の提出とする。
- ② 技術提案書等は以下の部数を作成し提出すること。
 - ア. 費用見積書（下表No.3）：正本(入札者名あり)1部
 - イ. DVD-R（下表No.6）：1 枚（内容として、No1 については正本（入札者名あり）と副本（入札者名なし）をいれること。No2 から 6 については正本（入札社名あり）をいれること。）
 - ウ. その他（下表No.1～2、4～6）：正本(入札者名あり)1部

技術提案書の構成

No	情報提供事項	説明	提出様式
1	技術提案書作成様式 (表紙・本編)	<p>① 「技術提案書」の体裁等は以下に従うこと。</p> <p>(ア) 「技術提案書」の用紙は、A4 サイズ横書き・片面とすること(図面等は除く)。</p> <p>(イ) 技術提案書の様式については、都産技研より回答様式1「技術提案書作成様式(表紙・本編)」を参考として提供するが、同様の体裁であれば提案者の任意の様式でかまわない(Microsoft PowerPoint等の形式も可とする)。</p> <p>(ウ) 日本語で表記すること。</p> <p>(エ) 表紙と目次を除き、ページ番号(連番)を付けること。</p> <p>(オ) 文字の大きさは10ポイント以上を基本とし、上下左右に20mm程度の余白を設定すること。</p> <p>(カ) 項目番号の付け方は次に従うこと(別紙「技術提案書記述項目一覧」の評価項目に対応している)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 評価項目(大項目)・・・1 ➤ 評価項目(中項目)・・・1.1 ➤ 評価項目(小項目)・・・1.1.1 ➤ 以下・・・・・・・・・・・・(1) ➤ (注)上記の項目番号より更に下のレベルの項目番号や、資料構成上必要な場合は、提案者側で適宜設定して差し支えない。 <p>② 「技術提案書」は、回答様式2以降を除き、上限80ページとすること(図面等でA3判用紙を使用した場合には、片面につき2ページと勘定する)。</p> <p>③ 所定の書式に従っていないなど、提出書類に不備がある場合は、技術提案書を無効とする場合があるので留意すること。</p>	回答様式1
2	仕様書提案対応表	<p>① 都産技研が求める「クラウドと連携した5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」における展示スペースに係る設計図書作成及び造作業務委託の仕様要件と、貴社の提案する仕様との適合状況を記入すること。</p> <p>② オプションの場合はその旨明記すること。</p> <p>③ 具体的な記入方法は、各回答様式に記載の「記入方法」を参照すること。</p>	回答様式2
3	費用見積書	<p>① 提案する「クラウドと連携した5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」における展示スペースに係る設計図書作成及び造作業務費用見積について、記入すること。</p> <p>② 各記入項目における費用見積範囲や前提条件は仕様書を参照すること。なお、本業務の遂行に必要なその他費用も含めること。</p> <p>③ 日本円(1円単位)で、消費税抜きで表記すること。</p>	回答様式3

No	情報提供事項	説明	提出様式
4	会社情報	① 担当部署・担当者、連絡先等の基本情報を記入すること。	回答様式 4
5	導入実績一覧	① 提案する「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」における展示スペースに係る設計図書作成及び造作業務に類する導入業務実績に関する情報を記入すること。以下のすべての実績を記入すること ・直近 3 年間で IoT、クラウドに関する研究調査に関する実績 ・直近 3 年間で IoT、クラウドに関する開発設計に関する実績 ・直近 3 年間で IoT、クラウドに関する展示造作業務を受注した実績	回答様式 5
6	上記 1 から 5 の内容を電子データで保存した DVD-R	① 電子媒体は、PDF ファイル形式又は Microsoft Office 2013 以上の形式にて提出すること。なお、回答様式 2～4 については Excel 版も提出すること。 ② 電子媒体は、会社名を記載し、封筒等に入れてうえで封印すること。 ③ パッケージ製品紹介資料等、CD-ROM に収録不可のデータがある場合は、収録していない資料の一覧を添付すること。	—

③ 正本については、表紙に次の事項を記入したうえで製本（袋とじ）し、あらかじめ使用印鑑として委託者に届け出た印鑑により押印すること。また、提案者の担当部門及び責任者を明示すること。

ア. 宛名

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター総務部財務会計課

イ. 標題

「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」における展示スペースに係る設計図書作成及び造作業務技術提案書

ウ. 提出年月日

西暦〇〇年〇月〇日

エ. 会社名等

〇〇〇〇 ④

オ. 担当部門名称

〇〇〇〇

カ. 責任者氏名

〇〇〇〇

キ. 連絡先電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

④ 副本については、会社名及び会社名を類推できる表現を入れないこと。その他は正本と同様とする。

- ⑤ 別紙「技術提案書記述項目一覧」に従い、すべての項目について記述すること。委託者の提示する「仕様書」の内容と異なる代替手段等の提案をする場合は、その内容を明確にすること。変更点が明記されていない場合は、「仕様書」の内容に相違ないものとする。
- ⑥ 記載上の注意点
- ア. 類似の実績等については、可能な限り詳細に記入すること。ただし、副本に添付するものについては、社名等が推測可能な記載をしないこと。
- イ. 「技術提案書」の記述内容に不整合等があった場合には、委託者に有利と思われる記述内容を正とみなす。
- ウ. 記述事項の順序は、別紙「技術提案書記述項目一覧」の順序と同一にし、変更を行わないこと。
- エ. 「仕様書」の内容は、特に断りが無い場合は実現必須要件であるため、十分留意すること。
- オ. 技術提案書は初心者の方にも理解できるよう、日本語で十分にわかり易い記述とすること。なお、必要に応じて、用語解説などを記載すること。
- カ. 文章を補完するためのイメージ図・イラスト・グラフ等の使用を工夫すること。
- キ. 多色刷りは可とするが、評価等のためにモノクロ複写・印刷する場合でも見易くなるように配慮すること。
- ク. 委託者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。特に、提案内容が本書に則っていない場合には、評価対象外とすることもあるので注意すること。
- ケ. 委託者の提示した「仕様書」の全面コピーや「委託内容のとおり」、「委託仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような提案については、評価対象外とすることもあるので注意すること。
- コ. 技術提案書は入札参加の資格審査、評価以外には使用しない（応札者から承諾を得た場合を除く）。ただし、開札の結果、落札者となった者より提出された提案書については、契約書の一部とみなす。

(3) その他留意事項

- ① 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- ③ 提出された技術提案書等は返却しない。
- ④ 提出された技術提案書等は、本総合評価一般競争入札の落札者の決定をする目的以外に提案者に無断で使用しない。
- ⑤ 技術提案書等の内容に、特許権など日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した場合、その責任は原則として提案者が負うこと。
- ⑥ 提出された技術提案書等は、技術提案書の評価を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- ⑦ 技術提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとする。
- ⑧ 技術提案書等の提出後、委託者の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ⑨ 提出された技術提案書等の変更、差替え及び再提出は認めない。
- ⑩ 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- ⑪ 技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、入札を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、都産技研において選定を見合わせることもある。
- ⑫ 体制の変更等、技術提案書に記載した技術水準に変更がある場合、その変更により問題が生じないことを委託者が確認したうえで、変更を許可することがある。
- ⑬ 技術提案書等の作成のために作成された資料等も、委託者の了解なく公表、使用することはできない。
- ⑭ 委託者が提示した仕様書と矛盾する内容を技術提案書等に記載した場合、その提案事項は無効とみなす。
- ⑮ 委託者が提示した仕様書の内容に反するような前提条件の付与、或いは解釈変更が認められる場合、当該入札者にヒアリングを行う可能性がある。ヒアリングの結果でも懸念点が解消されない場合は、当該入札者を欠格とみなす。
- ⑯ 技術提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合、その他、設定した条件を満たしていない場合、技術提案書全体を無効とする場合がある。技術提案書の内容が仕様を満たしているかどうかの判断は、技術審査委員会において行う。

(4) 提出先

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター総務部財務会計課

郵便番号 135-0064

住所 東京都江東区青海 2-4-10

電話番号 03-5530-2790

以上